

警察庁「警察行政手続サイト」を利用する場合の

注意事項

1 利用対象

- ・ 緊急通行車両事前届出
- ・ 規制除外車両事前届出

2 届出書類のデータ量

送信できるデータ量は「3.5メガバイト」までです。

データ量が3.5メガバイトを超える場合は

- ・ 従来どおり窓口における申請

又は

- ・ 添付出来なかった資料を届出先警察署交通係へ郵送

をお願いいたします。

3 届出書類の訂正

書類の訂正等は届出先警察署への来訪やメールにより行います。

※ 警察行政手続サイトは届出を中継するものであり、届出後の連絡等は届出先の警察署と直接行うこととなります。

4 届出済証の交付

届出先警察署窓口での交付となります。

※ 交付予定日は電話等により連絡いたします。

5 交通規制課への届出

警察行政手続サイトで「福島県警察本部交通規制課」に届出したい場合は、交通規制課交通規制第一係までご連絡ください。

(連絡先 024-522-2151 内線5174)